平成 23 年度第 7 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会 平成 23 年度第 10 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会 議事要旨

- 1 日 時 平成 24 年 2 月 6 日 (月) 午前 10 時 ~ 午前 11 時 30 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席委員
 - (1) 外部検討委員会(五十音順) 小田委員、坂本委員、松岡委員、三角委員
 - (2) 市

津田副市長、河井こども育成部長、小西教育委員会管理部長、久保人事課長、上田政策企画課長、秋元財政課長、染川こども政策課長、佐藤子育て支援課長、森岡保育課長、小西学童保育課長、乾教育政策課長

- 4 傍聴者 1名
- 5 案 件
 - (1) 茨木市立保育所民営化基本方針の改定について
 - (2) 茨木市立保育所民営化基本方針実施要領(案)について
 - (3) その他

6 発言要旨

委員長: おはようございます。

それでは、定刻前ですけれども、皆さまお揃いでございますので、庁 内検討委員会と外部検討委員会の合同での、第7回の検討委員会を開催 したいと思います。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠に、ありがとうございます。

それから、会議は公開ですけれども、今のところ傍聴の方がおられないということでございますので、ご報告申し上げます。

それから、会議の予定は、これまで同様、正午まで、2時間という予 定でございますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議次第にしたがって、進めさせていただきます。

前回の会議で、保育所の民営化基本方針(案)について、各委員から のご意見があれば、事務局にお寄せいただくという段階まで、進めさせ ていただいておりました。

本日は、これらのご意見を反映させた基本方針(案)について、改めて、ご確認をいただきたいと思います。

それから、委員会の開催予定は、本日を含めまして、あと2回という ところまできています。

そろそろ、最終的なまとめ方についても検討しないといけないのではないかと思います。

最終的なとりまとめを考えた場合、これまでの議論というのは、民営化の方法論について、詳細なご検討をいただいていた訳ですけれども、民営化事業を継続するかどうかという点についても、一応、庁内検討委員会の方では、昨年の10月に、その方針を決定していただいておりますので、外部検討委員会の各委員からも、もし、ご意見があれば、その点についてのご意見を改めて、お伺いしたいと思います。

その上で、これまで、慎重にご議論いただきました民営化の方法論を 巡る議論をまとめて、また、そのまとめ方については後ほど、議題とい たしますけれども、最終的には、民営化を継続することの妥当性につい ても、一旦、外部検討委員会の各委員のご意見を伺いまして、これから、 本日を含めて、2回の委員会の中で、最終的に取りまとめていきたいと 思います。

それで、案件 1 は、民営化基本方針の改定についてということになっておりまして、各委員からいいただきましたご意見をまとめて、対照表というような形で資料をまとめていただいておりますので、それをご説明していただきます。それに先立ちまして、今、申し上げました民営化を継続することの妥当性について、これまでの外部検討委員会の中でもご自由にご発言をいだく中で、特に、強い、反対というものは無かった訳ですけれども、非常に重要な点でございますので、もし、文書にして、スタンスを決めるとしたら、どのような表現が妥当になるのか、それは、一応、最終的なまとめに反映されることになりますので、その考え方として資料 1 という形で、本日、ご提出をいただいております。

資料1の民営化継続の是非について、一旦、ご確認をいただいた上で、 資料2の方の民営化基本方針(案)の各委員からのご意見などを含めま して、審議をしていきたいと思います。

それでは、資料1の考え方について、事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

事務局: 改めまして、おはようございます。

本日は、お足元の悪い中、また、お忙しいところ、ご出席をいただき ましてありがとうございます。

まず、配布資料の確認をしたいと思います。

全部で、資料が4点ございます。

1点目は、資料1といたしまして、市立保育所の民営化の継続について、今、委員長からもご説明をいただきましたが、外部検討委員会として、ご判断していただく内容となっております。

2点目は、資料2といたしまして、民営化基本方針(案)の新旧対照表でございます。

3点目は、資料3といたしまして、「(仮称)茨木市立保育所民営化 基本方針実施要領(案)」でございます。

4点目は、資料4といたしまして、第5回の委員会で提出をいたしました資料を「子ども・子育て分野におけるこれまでの主な取り組み」といたしまして、まとめたものでございまして、参考に見ていただくための資料でございます。

資料といたしましては、以上でございます。よろしいでしょうか。 それでは、資料1について、ご説明をさせていただきます。

庁内検討委員会におきましては、昨年の10月に、これまでの民営化事業における評価結果を踏まえ、民営化事業を継続すべきと判断しており、また、民営化事業の継続にあたっては、保育における今日的課題を踏まえ、民営化基本方針を改定すべきと判断をいたしております。

この庁内検討委員会での決定に基づき、これまで、外部検討委員会の 皆さまには、庁内検討委員会と合同で、民営化のプロセスをはじめ、移 管条件や今日的課題を踏まえた公立保育所の機能と役割など、慎重に審 議していただいたところでございます。

そこで、これまでの検討結果を取りまとめるにあたり、その取りまとめの中で、民営化事業の継続についても、外部検討委員会としてのご判断を明らかにさせていただきたいと考えておりますので、そのご判断をしていただくための資料でございます。

内容といたしましては、民営化事業の評価結果から、財政的効果、市民にとっての効果、また、移管先法人にとっての効果を踏まえつつ、民営化のプロセスをはじめ、移管条件や今日的課題を踏まえた公立保育所の機能と役割などを慎重に審議していただき、整理・改善についての方向性を示すことができましたので、庁内検討委員会が10月に判断いたしました民営化事業の継続につきまして、外部検討委員会といたしまし

ても、妥当であるということを、ご判断いただいたという趣旨の内容に なっております。

よろしく、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

委員長: ありがとうございます。

資料1は、これまでの民営化事業の評価を委員会で議論して以来、現在、庁内検討委員会と合同で会議を進める前提となっている民営化の継続に関する方針を、これまでの経緯に基づいて、整理をしていただいた資料になっております。

これまでの会議で折に触れて、民営化の継続について、もし、ご意見があれば、外部検討委員会の各委員の皆さまからも提出していただくよう、何回か、お声掛けをさせていただいておりますが、これまでのところ、私の判断としては、民営化を継続することについて、外部検討委員会の委員の皆さまからは、はっきりとした反対の意思表示は無かったというふうに理解をしております。

庁内検討委員会の方では、昨年の 10 月に継続するという意思表示がなされておりますので、報告書を最終的にまとめる段階にあたりましては、一応、外部検討委員会の方でも、基本的な民営化の継続に関するご意見がございましたら確認をしたいと思っています。

大きな反対はありませんでしたが、民営化を継続するという意見から、民営化するとしても最小限に止めるべきであるという意見まで、各委員のご意見にも差があるのかと思いますので、そういう流れの中で、ご意見がございましたら、この機会にご提案いただきたいと思って、資料を提出していただいております。

資料1の文書そのものが、最終的な報告書になるかどうかというのは、また、別にいたしまして、これまでの流れについて、外部検討委員会としても、そのことを認めていいのかどうかということをご確認いただきたいと思うのですが、その際、表現などについて、ご意見がございましたら、後で事務局の方へ提出いただければ、最終的なまとめまでには、まだ時間がございますので、十分に検討は可能かと思います。

資料1の最後の3行ですね、これまでの経緯はご承知のとおりでございますけれども、庁内検討委員会は、10月に継続すべきとはっきりと判断をされています。

合同で検討してきた会議での最終的な結論を年度内にはまとめるという段階に来ておりますので、外部検討委員会としても、庁内検討委員会の判断を支持するのかどうか、一応、確認が必要だと思います。

私としましては、これまで各委員の皆さまの審議の状況を拝見してお

りまして、資料1の3行目のような表現を最終報告書に載せていただいても、外部検討委員会としても、これまでの審議の内容に反するというようなことはないと思いますけれど、表現については、色々と工夫の余地はあるかと思います。

ご異論がなければ、外部検討委員会で確認をさせていただいたということで、よろしゅうございますでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: それでは、外部検討委員会といたしましても、庁内検討委員会の 10 月の判断を支持するという合意をさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、今回、案件1の民営化基本方針の改定について、前回の委員会で、各委員からのご意見を提出していただくことになっておりました。これらのご意見を反映させて、既に、改定(案)の形で、現行の基本方針との対照表をもって、資料2として、ご提出いただいております。 各委員のご意見がどのように反映されているかも含めて、事務局から

説明をお願いしたいと思います。

事務局: それでは、資料2の「茨木市立保育所民営化基本方針(案)の新旧対 照表」について、ご説明をさせていただきます。

> まず、前回の会議におきまして、改定する基本方針につきましては、 現行の基本方針を継承しつつ、必要最小限の変更にとどめることが良い のではないかとのご意見をいただいておりました。

> また、各委員の皆さまからのご意見・ご提案をいただきましたので、 その内容を踏まえまして、新旧対照表を作成しております。

> 説明の際には、委員の皆さまのご意見等と併せて、ご説明をさせていただきます。

まず、「1 目的」でございます。

前回の会議におきましても、ご意見がございましたように、現行の基本方針を踏襲しつつ、保育需要の増加と財政制約のギャップを埋めるのが、今回の民営化の目的であることを明確にしてはどうかとのご意見がございました。

そこで、この目的には、増大・多様化する保育ニーズのこと、また、本市の財政環境の状況を示すとともに、限られた財源の中で、保育需要の増加に対応するため、公立・私立の役割を明らかにし、民間活力の一層の活用を図り、より効果的・効率的な保育行政の展開を図るということ目的としております。

また、公立保育所の機能と役割につきましても、この目的の中で明確

にしてはどうかというご意見がございました。

この目的には、公立保育所の機能と役割という記述がございませんが、前回、河井部長からも、説明をさせていただきましたけれども、二つ目の項目にその規定があること、また、この機能と役割については、私立保育園も側面的な機能と役割を有するものでございまして、公・私立とも、一定の機能と役割を有していることから、今回の改定案からは、削除しています。

次に、「2 市立保育所の機能と役割」についてでございます。

先ほど、私立保育園も公立保育所と同様、側面的な機能と役割を有するものであるとご説明させていただきました。

これは、委員からも、ご意見をいただいておりまして、公立保育所における「3つの機能と役割」につきましては、私立保育園も、この3つの側面の拠点機能を持つということから、公立は「基幹」と位置づけてはどうかというご意見をいただきましたので、存続する市立保育所は、地域の子育ての基幹的拠点とする方向で運営することを定めようとするものでございます。

そして、市立保育所の3つの機能と役割でございますが、現行分といたしましては、在宅子育て家庭への支援、地域子育て支援のネットワーク化の推進、障害児支援の3つの機能と役割がございました。

今回の改定では、「配慮が必要な入所児童及び課題を抱える保護者への支援」、「在宅子育て家庭における配慮が必要な児童及び課題を抱える保護者への支援」、それと「関係機関と連携した地域子育て支援ネットワークの推進」、この3つの機能と役割を定めようとするものでございます。

それぞれの、より具体的な内容については、資料3の9頁から10頁をご覧いただけますでしょうか。

9頁の「5 市立保育所の機能と役割」というところからでございます。

まず、1つ目の「配慮が必要な入所児童及び課題を抱える保護者への支援」といたしましては、児童虐待の防止の観点をはじめ、ひとり親家庭等の福祉の増進や生活困窮者などの入所児童の保護者、また、発達障害児など、集団生活を通じた適切な配慮をはじめ、被虐待児、その恐れのある児童を含みますけれども、外国籍などの入所児童に対して、専門的な知識を有する保育士等による支援及び保育サービスの提供に努めるとともに、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、保育所保育指針にも規定がございますように、保護者に対する支援でありますとか、子ど

もの人権・発達・健康など、個に応じた保育の実施に取り組むものでご ざいます。

次に、「在宅子育て家庭における配慮が必要な児童及び課題を抱える保護者への支援」につきましては、1つ目の機能と役割が入所児童とその保護者に対するものであるのに対し、配慮が必要な児童や保護者が抱える課題など、在宅子育て家庭に対するセーフティネットの強化に取り組むものでございます。

次に、「関係機関と連携した地域子育で支援ネットワークの推進」といたしましては、1つ目及び2つ目の取り組み状況を踏まえ、全ての子育で家庭を対象として、市内で活動する子育で支援団体等との連携をはじめ、既存の地域子育で支援ネットワークを活かした適切なサービスの提供に努めるとともに、保護者ニーズや家庭状況の適切な把握に努め、関係機関や要保護児童対策協議会等とも連携を図りながら、適切かつ迅速な対応に努めるものでございます。

なお、基本方針の改定(案)に定めてはおりませんが、実施要領(案)の方には、ただし書きといたしまして、本市の喫緊の課題でございます「待機児童の解消」に向けた取り組みを優先し、一定の方向性又は成果が得られた時点から、地域の子育ての基幹的拠点として、その機能と役割を有する市立保育所への展開に取り組むこととする旨を規定しております。

前回の会議におきまして、各委員の皆さまからのご意見といたしましては、現行の基本方針にある「虐待児童やDV」など、具体的に規定してはどうかとのご意見がございました。

それを今回、「配慮が必要な児童」でありますとか、また、「課題を抱える保護者」として、改定(案)では規定し、具体的には、実施要領(案)で定めたいと考えておりまして、このあたりも、ご審議をいただければと思います。

また、現行の基本方針にございます「地域子育て支援のニーズを把握する」ということに対しても、この機能と役割の中に含めてはどうかとのご意見がございました。

この「ニーズの把握」につきましては、次の項目でございます「3 民営化の考え方」の中で、市の責務といいますか、「1 目的」にもございます「行政の責任」を踏まえた形で、3の(3)に定めたいと考えております。

さらに、この機能と役割の中で、保育ニーズへの対応という部分におきまして、公立・私立のバランスが大事であるというご意見もいただい

ております。

これにつきましては、他の委員からも、そのバランスというものを考慮していただき、公立保育所は基幹的拠点であるとのご意見をいただいたものだと考えておりまして、先ほどの公立保育所を「基幹」として位置づけることで、ご理解をいただければと考えております。

次に、2頁の「3 民営化の考え方」でございます。

これまでは、大きく、2つの考え方を示しておりまして、1つは、より効率的な保育所運営の推進と私立保育園の柔軟性や即応性を活かした、地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応、2つ目は、公・私立保育所(園)の役割を踏まえた、地域全体の保育力の向上を掲げておりました。

今回の民営化の考え方といたしましては、基本的に継承するものでございますが、大きく、3つの考え方に整理をいたしております。

1つ目は、文言の整理はございますが、これまでの基本方針と同様、より効率的な保育所運営の推進、それと私立保育園の柔軟性や即応性を活かした、地域で求められる保育ニーズにきめ細かく対応することを定めようとするものでございます。

2 つ目につきましても、現行の考え方を継承しつつ、保育サービスの 充実に努めるということを加えたものでございます。

3つ目といたしましては、先ほども、少し触れましたけれども、「1目的」に示す「行政の責任」も踏まえまして、就労形態の多様化に伴う保育ニーズの拡大等、地域の保育需要の動向を的確に把握し、私立保育園が迅速かつ適切(きめ細かく)に対応できるよう支援すること、また、保育内容などの指導を通じて、適切な保育サービスの提供に取り組むこと、さらには、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域全体の保育力の増進に努めること、これらを市の責務として位置づけたいと考えております。

次に、3頁の「4 民営化する保育所の考え方(施設配置)」についてでございます。

今回、初めて、見ていただくということになりますけれども、基本的には、現行の基本方針を継承する考え方でございまして、今回の基幹的拠点としての3つの機能と役割を踏まえ、これまでの5ブロックの考え方を継承し、5か所の民営化を実施することを示しています。

ただし、今後、社会経済情勢や保育行政を取り巻く環境の変化などから、存続する市立保育所のあり方を再検討することがある旨も定めたいというふうに考えております。

これは、公立保育所を基幹的拠点として位置づけていますが、今後、 その基幹的拠点となり得る施設の検討や少子化の進展など、様々な要因 を考慮する必要が生じた場合には、再検討を要するとの考え方でござい ます。

次に、「5 民営化する保育所の選定」でございます。

この項目も、今回、初めて、見ていただくということになりますが、 基本的には、現行の基本方針を継承するものでございます。

ただ、選定しない保育所として、現行の基本方針では、所庭が児童遊園と併設していないことのみでございましたが、地域子育て支援センター機能を有している保育所につきましても、その選定から除く旨の条件を追加しております。

これは、保育所や幼稚園に通っていない子どもと保護者を対象として、現在、交流の場として、また、子育て相談なども実施しており、在宅子育て家庭に対する支援、いわゆる公立保育所の機能と役割を踏まえた取り組みが実施されているものと考えておりますので、そこは選定から除きたいという趣旨でございます。

また、前回の会議におきまして、保育所の選定にあたりましては、明確な基準が必要ではないかというご意見をいただいております。

これにつきましては、民営化の年次計画と同様に、慎重に検討を要する事項であると考えておりまして、現段階におきまして、(案)をお示しすることは、かえって、混乱を招く恐れもございますので、これまでの検討結果を踏まえまして、しかるべき時期に、市の責任と判断におきまして、適切に決定させていただきたいというふうに考えております。

次に、「6 民営化の方法」でございます。

これらの内容につきましては、これまで、委員の皆さまに、慎重にご 審議をいただいた項目でございます。

資料3の実施要領(案)と併せて、ご覧いただいた方がより分かりやすいと思いますので、実施要領(案)の11頁から17頁と、それと21頁から25頁までを合わせてご覧いただけますでしょうか。

それでは、4頁の「(1)移管先法人の募集及び選定の枠組み」をご説明させていただきます。

資料3では、11頁から12頁でございます。

まず、「移管先法人の選定」という項目名から「移管先法人の募集及 び選定の枠組み」に変更しているとともに、留意事項の検討の際に、北 摂地域の自治体名を明記することとしておりましたが、7市3町の区域 とし、詳細は、実施要領(案)に定めようとするものでございます。 さらに、基本方針は、包括的な内容を定め、実施要領(案)なり、移管先法人の募集要領などで、詳細に規定する方が良いのではとのご意見等もございましたので、現行の基本方針(2)のとを、改正分の(1)のに、また、現行の基本方針(2)のとを、改正分の(1)のとして、整理をいたしております。

なお、市内に本部を置く社会福祉法人の特例については、実施要領 (案)で定めようとするものでございまして、今後、募集要領でも規定 することになると考えております。

次に、「(2)財産の承継に係る移管条件」でございます。

資料3では、13頁でございます。

これは、土地及び建物等の移管条件でございまして、「移管の条件」 という項目名から「財産の承継に係る移管条件」に変更しているととも に、委員会におきましても、協議していただきました土地の有償化の整 理につきまして、委員からのご提案に基づきまして、「相当の期間にわ たり」という規定を設けるとともに、詳細を実施要領(案)に定めよう とするものでございます。

この「相当の期間」についての定義につきましては、実施要領(案)に、移管先法人との協議の上、決定する旨を定めようとするものでございます。

なお、建物等については、現行の基本方針を継承しております。

次に、「(3)保育内容の承継に係る移管条件」でございます。

資料3では、13頁から17頁までの各項目でございます。

これは、現行の基本方針に定めていました9項目でございまして、それぞれの項目については、これまでご検討をいただいた内容となっておりますので、割愛をさせていただきますが、変更のみをご説明させていただきたいと思います。

まず、9項目以外で、協定書におきまして、定めていた項目につきま しても、ご検討していただいております。

これらの項目についての位置づけを明確にするため、「茨木市と移管 先法人が別途締結する協定書の定めるところによる」と明らかにしよう とするものでございます。

そして、前回の会議におきまして、保育士の配置基準について、「市の配置基準」とするのはどうかとのご意見がございましたので、「協定書に定める配置基準」として、変更をしています。

次に、 の保育士の構成といたしまして、「年齢バランスを考慮し、 一定経験年数を持った保育士の配置に努めること」としておりましたが、 「個々の保育士の専門性と経験年数に配慮すること」に変更しております。

次に、の費用負担についてでございます。

すみません、一点、修正がございまして、 の協議の場ではなく、(5) に修正をお願いいたしたいと思います。すみません。

その他につきましては、これまで、ご検討をいただいた内容でございまして、簡単な文言等の修正はございますが、「(3)保育内容の承継に係る移管条件」につきましては、以上でございます。

次に、「(4)移管先法人への引継ぎ」でございます。

資料3では、21頁から23頁でございます。

この内容につきましては、合同保育と引継保育のことでございまして、これも、これまで、ご検討をいただいた内容を定めようとするものでございます。

なお、引継保育についての詳細は、実施要領(案)に定めようとする ものでございます。

次に、6頁の「(5)移管条件の履行及び保育内容の変更・充実」でございます。

資料3では、23頁から25頁でございます。

これは、「三者協議会」という項目名から「移管条件の履行及び保育 内容の変更・充実」に変更しています。

内容につきましては、現行の基本方針を継承しつつ、保育内容の変 更・充実についても、三者で協議する旨を追加するものでございます。

なお、実施要領(案)には、これまで、ご検討いただきました三者の 役割や協議事項についても定めようとするものでございます。

次に、「7 民営化の年次計画」につきましては、先ほど、保育所の 選定のところでご説明をさせていただいたとおりでございますけれど も、「これまでの民営化の評価や手法などの検討結果を十分に踏まえ、 市の責任と判断において決定すること」、「また、計画の施行にあたって は、市民への周知及び説明する期間を十分に設けること」、この2つを 両委員会の意見として示したいというふうに考えております。

最後に、「8 民営化基本方針実施要領」といたしましては、資料3 の位置づけを、ここで、明確にしたいという趣旨で定めようとするものでございます。

資料2の説明としては、以上でございます。

よろしく、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

委員長: ありがとうございました。

資料2の説明をいただきました。

資料2は、今後、民営化を継続するにあたりまして、最も重要な基準となるものでございますので、各項目に沿って、確認をしていきたいと思います。

資料2の新旧対照表に基づきまして、8項目がありますけれども、1 点ずつ、入念に確認をしていきたいと思います。

まず、目的の規定ですけれども、少し、表現が丁寧に追加されております。

基本的な内容は、継承されていますが、委員からのご意見を含めて、 継続するということですので、何故、継続するかということで、保育需 要は増大・多様化しているけれども、財政が厳しいというような、継続 の理由が、最初の部分に、ちょっと追加されているという理解でござい ますが、いかがでしょうか。

A委員: 最後のところに「より効果的・効率的な保育行政の展開を図ることを目的とする。」というところなのですけれども、「より効果的・効率的な保育行政の展開を図り、市民サービスの向上に寄与する」とか、何かそういうふうな一言、入れていただくといいかなと思います。

委員長: 「1 目的」の最後の行ですね。

A委員: 最後の行です。

委員長: 「より効果的・効率的な保育行政の展開を図り、もって市民サービス の向上に寄与する」ということですね。

A委員: そういうことです。表現は、少し、考えていただいて。

委員長: 表現は、事務局で検討していただいて、1点、ご提案がございましたが、他には、よろしいでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: 次の2つ目、1の目的のもとで、市立保育所は、どのような機能と役割を持つべきかということを整理していただいたものです。

現行の基本方針は3点にわたり定められておりますけれども、改定(案)については、意見を反映させて、同じく3点ですけれども、2の(1)は施設内の観点、(2)は在宅という外へ向けての観点、(3)は市立保育所としての機能と役割ということで、市立外の私立保育園を含む外との関係についての観点、こういう観点で、内容は、現行とそれほど変わりませんけれども、内容を整理したという修正でございます。

B委員: 市立保育所の機能と役割については、最も重要なところであると思う ので、私の意見を話させていただきます。

前回、虐待やDVなど要配慮が必要なある子ども、それが第1という

ことで、話が出ていたと思うのですけど、障害児保育というあたりのと ころが、話が出ていなかったので、そこのところについてです。

新しい(案)の中に、配慮が必要な入所児童というところで、配慮というところが、一緒にまとめてあるのかなという理解はできるのです。でも、民営化していくというあたりのところで、大事なところは、平成18年に出された方針では、「一人ひとりの子どもたちの発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ」というところが、公立の大事なところだと思うのです。

障害児保育というのは、やはり、共に育つ、生活を一緒に、一人ひとりの個の保育というのが文書の中にもありましたけれど、本当に、共に生活をしていくという、子どもの根幹に関わるところのことだと思うのです。それを公立保育所が、本当に、健康って、色々と配慮をして、やってきた経過があるというところが実績という言葉でありました。

それで、この配慮が必要なということで括ることの是非、それと、具体的なところで、ここに、いっぱい書いているからいいじゃないかという論議になれば、在宅の子どもたちの大事なところと、それから、配慮が必要な子どもたちの手だてという部分が、今まで、公的機関が担ってきた大事なところが、この文章ですっと消えていくのではと、懸念するところとして、資料3を見ていただきたいのですけれど、保育行政における今日的課題ということで書いてあります。

それと、茨木市の現状ということで、就学前児童、待機児童など、茨 木市の思いというのも、ここに見えてきたかなと思うのです。

それから、4頁から5頁にわたって、障害児保育の状況というところを見ていただきたいと思うのですが、ここで、一応、前回いただいた表には、3つの表があったと思うのです。今回、見たら、障害児保育の状況ということで、要配慮児童の入所(園)割合、それから、公立・私立別の要配慮児童の入所(園)割合というところはあるのですけれど、一番大事なところの公立と私立の障害児の人数が抜けているのです。

それは、どういう意図か分からないのですけれど、やはり、今までは、 公立保育所が、比較的、加配が必要なお子さんとか、色んな形で担って きた。私立も、もちろん、共同保育ということでやってきた。でも、ど うしても、色んな関係の中で、公的機関が結構、受け入れてきたという 経過があると思うのです。

それが、この民営化というところで、することによって、ほとんどの 公立が、基幹的なところだけが残って、在籍児童も含めて、実際、子ど もたちが、選択をして入っていくときに、障害児保育の実績を継承しつ つ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもも含めという文言ですが、私立もなされていると思うのですけれど、公的機関の大事な実績が、引き継がれていくのかなというあたりのところの文章です。前回は、この内容がきちんと具体的に書かれていましたが、今回は、「配慮」という言葉でまとめられています。親御さんがパッと見たとき何か危惧されるのではと思います。行政がきちんと、今までの実績を継承してきたというあたりのところを、いかに、次に引き継いでいくかという文言の整理というのが、どこにあるのかなっていうのが、ちょっと、私は、ここの文章で感じたので、お話をさせていただきました。

委員長: 他の委員の皆さんは、よろしいでしょうか。 修正するとしたら、どのような案がございますでしょうか。

B委員: 前は、具体的に、児童虐待とか、DV、この部分はいいですけど、障害児保育というところで、例えば、協定書を見ていただいたら、第2条、基本事項は、次のとおりとするというのが1、2、3とあります。1つ目は、保育指針のことで、2つ目は、児童福祉施設最低基準を遵守するということで、3つ目に、きちんと、障害児保育については、茨木市障害児保育実施要綱に基づき、甲乙連携し、実施するって、本当に、この協定書の基本事項に書かれているのです。

そしたら、前は、民営化の方針にも、きちんとあった。今回、この配慮という部分というところで、後退という言い方はおかしいですけれど、さっきの表が抜けたように、どうなのでしょう、その辺り、そこの重みというのですか、大事なところの位置づけというのであれば、私は、載せていただいてもいいかなと思うのです。

委員長: その辺は、修正をしないといけないと思いますので、今は、重要な課題とさせていただきたいと思います。

その他に、これからの市立保育所の機能と役割について、ご意見等は ございますでしょうか。

河井部長: 今、委員から、ご質問的なところもあったと思いますので、何故、このような形になったかというご説明をさせていただきたいと思います。 全体的に、基本方針の中から、そういう文言が抜けているということで、後退するのではないかという危惧をお持ちであるというにニュアンスだったと思います。

事務局(案)を出した時点で、庁内検討委員会としては、そういうことではなくて、それについては、資料3の方で、具体的に、要領の方で記述をしておりまして、内容的には、ご理解をいただいているとは思っていますが、形式的なところで、危惧いただいていると考えています。

ですので、基本方針レベルで、一定、今回、整理いたしましたのは、全体の部分が、保育所内で、入所の児童と保護者に対して、配慮を要する部分と、それから、在宅の地域の子育て支援にかかる部分と、全体として、若干、輻輳している部分がありましたので、今回は、1と2で整理をしまして、その中で、重複している表現を整理してはどうかということで、整理をさせていただいたところですけれど、確かに、そのような方針が抜けたのではないかという考え方もあるという認識をいたしましたので、一定、改正分は考えたいと思います。

それから、表が一つ抜けているのではないということにつきましては、あえて、障害児枠、いわゆる7号枠の方の数字を別出しにして表にするということをしなくてもいいのではないかと、逆に、一般の方については、これは何かということで、混乱を招くのではないかなということで、数字を全て、固めさせていただいて、数字的には、今の表の中に入れさせていただいたということですので、その辺は、よろしくお願いしたいと思います。

B委員: 文章の中でも書いてとありましたよね。公立と私立とでは、公立の方が多いみたいなことで、書いてますでしょ。ただ、自分も、やっぱり、そういう改定の仕事をした時に、なかなか親御さんの思いというのが、やっぱり、色々こう聞こえてくるのですね。

申し込んだけど、なかなか受け入れられなかったとか、色んな状況があった時に、そこをきちんと救い上げ、守っていくというのが行政かなと思うので、その辺のところが、ちゃんとこの文章の中で、伝わったらいいかなという部分で。

河井部長: いわゆる障害児を含む、配慮の必要な支援については、私立も含め、 一定、頑張っていただいております。

> そういう状況の中、これを踏まえて、例えば、幼稚園児とか、保護者 対応など、色んな状況がある訳でして、その中で、どうしても保育で見 守っていかないといけない部分はあるだろうと、その辺を踏まえて、考 え方を整理します。

委員長: ありがとうございました。

資料2を見る限りにおいて、必要に応じて、資料3の話をしていただいておりますが、資料3そのものについては、案件2になっていますので、改めて、もう一度、資料3の頭から、ご意見を伺います。

ですので、今コメントをしておかないと、どんどん先に進むということではございません。

A委員: 先ほど話題になったところで、障害児保育についてのご指摘は、全く、

そのとおりかと思うのですけど、かといって、ここに障害児保育だけを 挙げるとなると、他の役割はどうするのだという問題は出てくるところ ですよね。だから、可能だったら実施要領の方で、今回、言われた障害 児保育、市立保育所の機能と役割というところでもちょっと、ややその 部分が不足してるなというところでもありますので、基本方針での記述 が無理な場合は、こちらの実施要領の方に、ちょっと、何か一言入れて いただければと、私はそれくらいでいいのかと、それは、今、言われた ように障害児保育については、私立保育園でも取り組んでおられるとい う実績を考えると、そういう扱いでもいいのかなとちょっと、若干の違 いが、あるかなという気がいたします。

C委員: 基本方針ですので、短く、良くまとまっているなという感想を持って おりました。

委員長: いずれにしましても、項目の2番に、B委員のご意見を踏まえた修正 というのを考えさせていただいて、最後の委員会において、お示しした いと存じます。

項目の2番目については、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、項目の「3 民営化の考え方」でございますが、「2 市立保育所の機能と役割」を踏まえた上で、市立保育所の一部をこれから 民営化していく訳ですが、その民営化にあたっての基本的な考え方をま とめた文章になっています。

この部分は、現行案では、2点に分けて書かれていたものを、3点に 分解した形になっています。

現行案の2つ目の前段、「私立保育園は」というところが、改正案の(2)、そして、現行案の2つ目の後段、「行政は」というところは、保育行政そのものの役割について、今回の新しい案では、明確に文書表現しているという構成になっております。

民営化が進んでいきますと、私立保育園がかなり大きな役割を担っていくことになる訳ですけれども、そんな中で保育行政としては、役割を持つ私立と、残る公立保育所との関係など、保育行政の一層の展開のためにどういう役割を果たすのかという点の明確化が今まで以上に必要かなと思います。

B委員: 2番の、私立保育所は、保育サービス提供の中心的役割を担うというところで、公と私立とのバランスというのですかね、特別事業のあたりで、お話させてもらったと思うのですけど、多分、保育サービス提供の中心的役割というのが特別事業者の関係のことを指してはるのかなと思うのですけど、それはそれで中心的役割を担うというのは大事だと思い

ますけど、公的とのバランスというのですか、そのあたりの公的機関の考え方、もちろん、根幹のところですから、特別事業とのからみというのはどのあたりですか。

河井部長: これにつきましては、前回の分で、私立保育園は、保育サービス提供の中心的役割を担いということでして、それを引き続き、継承させてもらうということで、インセンティブの部分、特別事業も含めて、やっぱり、モニタリング的なことに関しても、中心的に担っていただくということを示しています。

委員長: こういうふうに変えたらどうかというイメージはありますでしょうか。私立保育園に関する記述についての内容は変わっていない訳ですので、民営化の考え方としては、基本的に現行の基本方針が踏襲されております。もし、表現などで修正がございましたらお願いします。

A委員: 民営化の考え方の(1)ですけれど、真ん中のところに、「延長保育をはじめ、一時保育や休日保育等、様々な保育ニーズへの対応が求められていることから、私立保育所の柔軟性や即応性に着目し」というところにつながるのですけど、保育指針の対応というのは、当然、市立保育所も当然、やって来られている訳ですので、この対応というのは、今後も当然、必要とされる訳ですので、「このような対応が求められていることから、市立保育所の機能充実とともに、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められている」という形で、市立保育所の機能充実とともにとか、そういう市の保育所の機能充実を一言入れていただけると、スラッとこの文章読めるのですけどね。

委員長: 庁内検討委員会としては、どうですかね、市立保育所の機能と役割については、2のところで記述がありますので、民営化をする際の考え方として、市立保育所の重要性というお気持ちは分かりますけれども、保育行政そのものの方針に関わりますので、検討が必要だと思いますが。

副市長: 公立と私立との比較論なのですね。要は、私立の方はスタンスとして は軽いと、市の事業を考えてやる場合、平等性とか、そういうことで前 に進まないケースも、私立であれば、そういう部分、時代に即応した事 業なり、やり方をすぐ取り入れられる可能性が非常に高いという意味 で、こういう書き方をさせてもらった経過があるのです。

> 公私のそういう事業の展開として、私立のスピード感が、公立にない ところだと、良さがありますよという意味なのですけれどね。

> だから、公立も当然、それ以降、同様の施策は展開していることは、 各委員の皆さま、ご承知のとおりだと思うのですが、18 年の書き方は そういう気概を持って、私立の良さを強調する意味で付けたということ

でございます。

委員長: 現行案とほぼ同じ文章の中で、市立保育所の機能充実が追加されると、 また別の意味を持つように感じられますね。

内容的にもほとんど変わっていないので、継承するという考え方でどうでしょうかね。

C委員: 3項目目には、民営化の意義を示すところで、民間の柔軟性というのをチョイスしていただいたと思うので。

委員長: それでは、市立保育所の機能充実については、先ほどの項目2のところでB委員からのご提案がございました。

この点を検討する際に、もう1点の要素として、ご検討願えますでしょうか。

ここでは「3 民営化の考え方」については、少し改定されている案 をベースにするということでよろしいでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: ありがとうございます。

それでは、次の頁にまいりまして、4番と5番です、これは前の委員会までは案も示されておりませんでしたので、初めて私どもが目にする内容でございます。項目の4、5、それからずっと後に出てきます、7ですね、民営化の年次計画、ここのところが基本方針の一番、肝になるところでございます。

項目 7 について、現状では、年度内に具体的な固有名称が示されない というお考えですけれども、その固有名称を並べるにあたって、基本的 な考え方というのが 3 頁の 4 、 5 に記載してあります。

10 か所の公立が残っておりますが、そのうち 5 か所が民営化の対象であることが明記されています。

その辺は、実質的に、今、議論しました市立保育所の機能と役割が、5か所の残される保育所に集中すると、そういう点も考え合わせていただいて、項目の4、5、順番どおり項目の4の表現は、これでよろしゅうございますでしょうか。

ちょっと、まだ、か所数のところが抜けていたりしますけれども、これは、24年の改定実施日現在ということですので、現段階では、まだ、数が確定しないということだろうと思います。

東、西、南、北、中央というブロックの決め方は、現行と同じです。 最近は福祉計画など、地域区分の考え方が見られるようになっています けれども、そういったものとの連動というか、関連性には齟齬がないで すかね。 河井部長: 一応、基本的に、整合性を図っています。向こうは7ブロックになっているのですけれども、子どもの場合は、山間部の方が、少ないものですから、向こうが山間部として対応しているところを、こちらの方では、山間部を含んでいますので、5ブロックとなっています。

委員長: ということで、5 ブロックに 1 か所は保育所を存続するということで、 現行の基本方針を継承した案が示されています。

よろしゅうございますでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: それでは、次に考え方に基づく、具体的な選定に係る項目の5です。 民営化する保育所の選定のところ、ここで適正な配置のバランスとい うことが出てきていますが、それと現行の方針と違う点は、地域子育て 支援センター機能を有している保育所は民営化の対象としないことを 追加しています。

項目の4で、ブロックごとに市立保育所を存続させるという方針ですので、そういうことが自動的に項目の5の中でも引き出されることになっております。よろしいですか。

各委員: 結構だと思います。

委員長: 項目の5の最後のところが「します」になっていますが、全体が「である」調ですから、「選定しないこととする」ですね。

それでは、項目の4、5について、基本的には、原案のままということでよろしいでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: 次に、6番に進めさせていただきます。6番の民営化の方法というところについては、これまでかなりの時間をかけて、ご議論をいただいて、各委員からも、たくさんコメントをいただいております。それらを反映させて、文言の修正がございました。

そして、個別の修正については、先ほど、資料3の方も対比させながら、具体的にご説明いただきましたが、それぞれご意見をご提出いただきました各委員の皆さんの目から見て、文書化されて趣旨が十分に反映されておりますでしょうか。

これまでの議論のポイントになりましたのは、地域的な募集範囲、その具体的な固有名詞は実施要領で明らかにするという点と、それから、 具体的な選定は、別途委員会を設けるということです。

それから3点目に、財産の承継に関する移管条件といたしまして、土地については、無条件の無償貸与ではなく、期間について検討の余地を残したということです。

保育内容に関しては、基本的な項目は全て、18年の基本方針を継承しておりまして、表現を統一したと、何々については何々ということ、というように、条件としての一連の表現を全部統一していただいて、(4)のところは、合同保育、引継保育ですけれども、抽象的な表現になっていたところを、改正案では合同保育、引継保育と言葉を新しく分類いたしまして、非常に詳細、具体的な内容案になっております。

それから、(5)は、三者協議会という名前から、移管の条件を中心に 書かれている方法論ですので、移管条件の履行とそれから移管条件が、 もし変わる場合の手順を示すというタイトルの変更が行われています。

4 頁の最初の北摂 7 市 3 町というのは、実施要領では、具体的に固有名詞が出ますけれども、基本方針につきましては、こういう書き方で、よろしいでしょうか。

副市長: 行政用語ですけれども、一般的にも浸透していますし、より具体的に するために実施要領には、7市3町の記載をしていますので。

委員長: ありがとうございます。

それでは、6番については、これまで時間をかけて議論をしておりますし、いただきましたご意見が反映されているようでございますので、この改定案の形とさせていただきたいと思います。

それから、7番については、具体的な固有名詞をここに表現するのは、 現在のところ慎重を要するというご説明がございましたので、空欄とい うことになりますけれども、それに代えて、4月以降、具体的な計画を 策定するにあたっての注意事項を2点ばかり追加するという案になっ ています。

これは、7番も含めて、最終的な報告書にどう書くかというときに、 議論をさせていただきたいと思います。今は 印で、注意書きを加えて おりますが、この注意書きそのものが、基本方針になる訳ではありませ ん。それを踏まえて4月以降、改定案としての決裁をとって、公表して いただくということになります。

そして8番、新しい試みとして、これまでの議論の経過等を明らかに するための実施要領を新たに作るという必要性が示されています。

これについても以前、案として示されておりますし、あまり修正もございませんでしたので、一応、それでは、資料2につきましては、以上で各委員からのご意見が反映されたという結論にさせていただきたいと思います。

各委員: 了承。

委員長: 次に案件の(2)ですね、実施要領(案)について、資料の3がござい

ますので、先ほどご説明いただいた点もございますので、簡潔に、ご説明お願いいたします。

事務局: それでは、資料3「(仮称)茨木市立保育所民営化基本方針実施要領 (案)」について、簡潔に、ご説明させていただきます。

まず、資料3の1頁でございますが、実施要領の位置づけと目的、また、適用範囲を規定しようとするものでございます。

実施要領の位置づけと目的につきましては、改定予定の民営化基本方針の趣旨、背景、経緯、解釈等を明らかにするとともに、民営化の円滑な実施に際しての指針となる旨を規定しております。

また、これまでの民営化事業の評価結果を踏まえつつ、関係者に対する市の説明責任を果たす一助とするとともに、民営化に対する保護者の方々の不安解消を図り、かつ、より優良な保育事業者の参入を促進して、民営化後の保育所運営の安定性・継続性をより高めることを目的とすることを規定しています。

適用範囲につきましては、民営化の年次計画に定めることになります 当該保育所に適用することを規定するものでございます。

ただし、これまでの民営化事業が終了した訳ではございませんので、評価に関する報告書におきましても、今後も継続した取り組みが必要な項目については、効率的かつ効果的な保育所運営とその進行管理に努めるということにしておりますので、その内容を踏まえまして、三者協議会に関する事項については、三者協議会での同意を得て、随時、適用できることを規定しております。

次に、「3 これまでの検討結果」につきましては、本日、ご審議を いただきました資料1を含めまして、これまでのご検討いただいた内容 でございます。

また、項目の4から10までにつきましては、先ほど、資料2の基本方針の新旧対照表での説明の際に、見ていただいた項目でございますので、割愛をさせていただきたいと思います。

ただ、3頁の「(3)茨木市の現状を踏まえた今日的課題」の中の「就学前児童の状況」ということで、前回のご意見といたしまして、在宅子育て家庭の具体的な支援については、どのように考えておられるかというご意見等がございました。それにつきましては、第5回の会議の時に提出をさせていただいた資料なのですけれども、今回、資料4といたしまして、現在、子ども・子育て分野におけるこれまでの主な取り組みといたしまして、公立保育所における取り組みでありますとか、子どもの保育所に関連する事業をこちらの方に列記しております。

これらの事業が、今後、実施の方法でありますとか、連携手法等を検 討するということが必要であると考えております。

その内容につきましても7頁でございます。(4)の下から2行目でございます。「継続が必要な取り組みについても、実施方法や連携手法などを検討する必要がある」と、この辺との連携もございますので、参考資料4をつけさせていただきました。

それと最後の25頁でございます。

「移行後の市の責務」といたしまして、5年間の協定期間中は、三者、保護者、移管先法人、市が連携・協力して、保育内容の継続性の確認や問題点の改善に努めること、さらに、協定期間終了後は、移行後の市の責務として、認可保育所(園)の指導監査を通じて、法人の運営状況の把握をはじめ、保育内容や利用者サービスなど、市が一定の関わりもちながら、適切な保育行政の推進に努めることを規定するものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

よろしく、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

委員長: ありがとうございました。

ただ今、事務局から資料3及びそれを補足するものとして、資料4も 併せてご説明をいただきました。

本日の資料の説明は、全て終わりました。

前回の会議までは、この実施要領に関しては、最初の目次の頁にあります項目と、そして、それから移管の方法などを巡り、これまで議論が進んだ部分については、具体案を示していただいておりましたが、前後は、本日、初めてお示しいただいた部分でございます。

頁の多い資料でございますので、今、すぐに、ご意見をと言われても難しいと思いますが、基本的な状況、それから、既に具体化されていた部分などについての意見、あるいはご質問などがございましたら伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

本日も、資料2として示されました新しい改定された基本方針案が、 具体的な今後の民営化の拠り所となります。そして、その項目8として、 新たに実施要領を策定して、これまでの議論の背景や、あるいは改定された基本方針の具体的内容、解釈などについて、この実施要領が定める ということになります。

そういう意味では基本方針の附属文書として、今後の民営化の実施の プロセスで非常に重要な役割を占めるものでございます。

A委員: 大体、メールで見させていただきましたけれども、詳しく全体的にま とめてくださっているのかなというふうには思いましたけれども。 委員長: 基本方針案の中で、十分に表現としてくみ取られていないような部分 が追加されているという面もございますので、併せてご検討願いたいと 思います。

A委員: ただ、さっき、話題になったところなのですけれども、障害児保育のところですが、4~5頁のところ、表題として 障害児保育の状況というふうになっていてですね、文章が障害児保育を中心に書いてあるのですけれど、そこで、書いている表が、要配慮児童の入所割合の推移ということで、ちょっと本文とややここで書かれている資料が一致していないですよね、これが、ちょっと気になるところではありますけどね。

河井部長: ご指摘の原因というか、言葉の整理、捉え方、まず、基本方針の方で、配慮を要するという表現に変更しておりまして、こちらでは障害児保育ないしは要配慮児童という表現を使っています。そこら辺がちょっと錯綜してきていて、ややこしくなっているという気がしますので、整理をさせていただきます。

また、先ほどのご指摘に対する対応も含めて、させていただきます。

委員長: 修正をお願いいたします。配慮を要するというのは、障害児に対することも含めたことですので、少し、表現を整理していただいて、次回に、示していただきたいと思います。

それでは、項目を追って、1番から順番に確認していただいてもいいのですが、時間の関係もありますし、一応、お持ち帰りいただいて、もしご不明な点があれば、次回の委員会までに、修正案なり、ご意見を出していただければ、まとめて最終回の委員会で確認するということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: では、議題にあります資料3については、お持ち帰りいただいて、内容をご確認いただき、もし、ご意見等がありましたら、事務局に提出をお願いいたします。

A委員: 一つだけすいません。全くどうでもいいような質問なのですけれども、11 頁の北摂地域を具体的に例示されていらっしゃる訳なのですけれども、これってどうなのですか、一般的には、アイウエオ順に並べるとか、やっぱり標準があるのですか、普通、大阪府が示す北摂地域の表記の仕方に基づいて、豊中からスタートするという、そういう一般にあるのでしたら、それで結構なのですけれども、そうでなければ、幸いア、イで茨木市が一番先になるので、アイウエオ順で書くとか、私はその方が、どっちかでそういうふうにして書かれるのがよろしいかなという気はいたします。

河井部長: 市の順番がありまして。

_{小西部長}: 全国地方公共団体コードの順番です。常に全部、全体の資料も全部同

じ順番です。

委員長: その他の案件につきましては、よろしいでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: では、案件(2)の実施要領(案)については、先ほど申し上げましたとおり、お持ち帰りいただいて、もし、お気づきの点がございましたら事務局の方にご意見等をお寄せいただきたいと思います。

次に案件(3)その他ですが、冒頭申し上げましたように、とりまとめの時期が迫ってきておりますので、資料2、資料3等をベースに議論を進めてきておりますが、最終的に、この合同の委員会として、年度末までに、どういう形で結論をまとめるのか、事務局の方で、何かお考えがあれば、お示しいただきたいと思います。

事務局: それでは、最終的なまとめについて、ご説明させていただきます。

これまで、ご審議をいただきました民営化の手法、プロセスでありますとか、移管条件や今日的課題を踏まえた市立保育所の機能と役割など、これまでの検討結果といたしまして、まとめさせていただきたいというふうに考えております。

その内容につきましては、本日、ご審議いただきました「基本方針の 実施要領(案)」と「基本方針(案)の新旧対照表」に加え、「はじめ に」と「おわりに」を付けた形でまとめをさせていただききたいと考え ています。

まとめの実施主体につきましては、外部検討委員会と庁内検討委員会 の連名で表記させていただきたいというふうに考えております。

また、このまとめにつきましては、事前に委員の皆さまに送付させていただきまして、修正等、全ての委員の皆さまに分かるような形で進めさせていただき、最終的には、次回の委員会で決定をしていただければというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長: ありがとうございました。

最終的に庁内委員会、それから外部検討委員会の連名で、これまでの 議論の結果をまとめた文書が残るということになります。

そして、この文書は、検討結果ということで、中身は「はじめに」で始まって、実施要領(案)と、それから基本方針新旧対照表、そして最後に「おわりに」がくるというようなイメージですので、これが、次回の委員会で決定されるということが目標とされる訳です。

これからの進め方といたしましては、本日、基本方針(案)等について、ご提案がございました。実施要領(案)については、お持ち帰りいただいて、ご意見をいただくということになっておりますので、それらを反映させた実施要領(案)、基本方針(案)を含み、「はじめに」と「おわりに」が付いたもの、そういう文書をできるだけ早い時に、最終委員会の前に、各委員さんにご送付いただいて、調整の上、最終委員会を迎えるという流れになりますが、よろしいでしょうか。

各委員: 了承。

委員長: 基本的な流れは、以上のとおりでございます。

本日、予定しておりました議事は、これで終了いたしましたが、特に 各委員さんの方から、何か、ご意見、ご提案なり、その他の項目も含め て、ございますでしょうか。

ございませんようでしたら、それでは事務局の方から、次回の日程な ど含めまして連絡の方お願いいたします。

事務局: 貴重なご意見を専門的な立場から、慎重審議を賜りまして、ありがと うございました。

次回の委員会の日程についてでございますけれども、3月26日の月曜日で調整させていただければと考えておりますけれども、各委員の皆さま、ご都合はいかがでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: ありがとうございます。

それでは次回の会議、最終となりますが、平成24年3月26日の月曜日、午前10時からということで予定させていただきたいと存じます。

年度末で各委員さん、何かとご多用のことと存じますが、ご出席のほ ど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、本日の合同委員会は終了させていただ きたいと存じます。

長時間にわたって大変ありがとうございました。